

# 昭和36年度牧野改良事業一覧(岡山県)

## 1. 牧野改良事業について (予算額 54,699千円)

事業名	事業内容	事業主体	計画面積	補助率	補助事業手続
集約牧野造成改良事業	1. 障害物除去(雑灌木、イバラ、野草) 2. 起上整地(機械又は手労働) 3. 土壌改良(炭カル、溶燐又は草地肥料) 4. 牧草導入(牧草種子)	市町村又は農協及び同連合会	1団地計画面積10ha以上(開拓地5ha以上)を3年以内で毎年3ha以上を実施するもの。	国補 40% 県補 30% 以内	集約牧野造成改良事業補助交付要綱に基づき計画書、管理条列又は規程、位置図、土地賃貸借契約書を添え毎年4月末までに県に提出すること。
大規模草地造成事業	広大な草資源を開発し家畜の増殖、自給飼料の確保と労力の軽減により経営の安定合理化を急速に推進せしめるため 蒜山地区(真庭郡八束、川上両村)に大規模草地造成改良を昭和36年度より5カ年計画で行なうもので計画面積931ha昭和36年度事業2団地で三木原団地については県が事業主体となり100haの乳牛育成場の設置と蒜山中団地については八束村が事業主体となり30haの草地改良を図、県の助成で行ないその他の団地についても基盤整備及び付帯施設を5カ年で行なう。				
小規模草地造成事業	集約牧野造成改良事業に準じて行なう。	市町村又は農協を除く団体	0.5~1.0ha以内	県費 30%以内	小規模草地造成改良事業補助金交付要綱に基づき事業承認申請書を毎年5月10日までに県に提出すること
改良牧野造成改良事業	1. 障害物除去(雑灌木、イバラ、籾) 2. 障害物設置(牧柵、木戸) 3. 土壌改良(炭カル溶燐又は草地肥料) 4. 牧草導入(牧草種子) 5. 牧野樹木の植栽(庇除樹)	市町村又は農協及び同連合会	1団地10ha以上を単年度で実施し30ha以上の場合には継続事業としてもよい	国補 40% 県補 30% 以内	改良牧野造成改良事業補助金交付要綱に基づき設計書、管理条列又は規程、位置図、土地賃貸借契約書、障害物については仕様書を添えて毎年4月末までに提出すること。

## 2. 牧野付帯施設について (予算額 4,076千円)

牧野付帯施設整備事業	1. 草地の利用効率を高めるため牧道索道を設置する事業を助成する 3.5~4.0m 車道 2.3~3.0m 牛馬車道 1.5~2.0m 牛馬道	市町村又は農協	受益牧野面積10ha以上で牧道を設置する年までに2%以上草地が造成されている団地	国補 40% 県費 30% 以内	牧道設置事業補助金交付要綱に基づいて設計書に設計図及び仕様書を添え毎年5月15日までに県に提出すること。
	2. 小団地開発整備事業として牧道を設置する事業を国補で助成する	市町村	公共事業の行なわれ難い団地を対象に受器面積5ha以上	国補 1/3以内	小団地開発整備事業補助交付要綱に基づいて設計書に仕様設計図を添え申請すること。

## 3. 牧野開発並びに飼料作物等利用管理機械について (予算額 24,843千円)

草地管理利用機械事業	トラクター モーター サイードレキ トレーラー 乾燥機	セット	草地50ha以上	国補 1/2以内	草地管理利用機械貸付要綱によるものとする
------------	---	-----	----------	----------	----------------------

飼料協同化施設々置事業	麦類から飼料作物へ作付転換に伴う自給飼料を協同化によって生産する施設 大型カッター、刈取機、原散布機、乾燥機、サイロ型枠	市町村又は農協 部落団体	1カ所当り麦作転換 8ha以上	1カ所当り事業費 30万×1/2国補	
-------------	---	-----------------	--------------------	-----------------------	--

## 4. 飼料作物について (予算額 880千円)

優良牧草栽培採種事業	イタリアンライグラス、ホワイトクローバー、レットクローバー、オーチャドグラス、ルーサン、カブ、玉黍蜀	酪試			
飼料作物採種事業	イタリアンライグラス採種普及のため10a以上を対象に種子を無償で配布し、9aより採種して1aを採種用とする。1a当りより生産した種子のうち3aを翌年返納			種子無償配付	飼料作物採種要領による
飼料作物特別指導地設置事業	水田、普通畑、圃地、開墾地の区分ごと調に飼料作物1種類当り2カ所の生産性査	委託農家	1種類1カ所当り飼料作物10a	委託費(賃金、肥料代)種子代	飼料作物特別指導地設置要綱による
飼料作物高位生産性向上事業	水田裏作田畑転換に、対する飼料作物栽培、乾燥に関する試験	酪試及び酪農家30戸			
畑作自給化普及事業	飼料の全般的な生産計画及び経営と畑作飼料作物の栽培技術研修会の開催	県下五カ所			

## 5. 牧野調査について

草地開発基本調査事業	草地林地原野を対象に草地としての分類調査を行い今後の開発利用及び営農改善の基礎資料とする。	県および市町村	14市町村		県に於て抽出調査
草地利用方式調査事業	草地開発の可能な土地を対象に地域の社会経済的諸条件を調査し地域別家畜別の草地利用方式を概定する。	県および市町村	36年度以降10カ年間の集約牧野造成改良計画面積のうち本年度660ha		
土壌調査事業	草地改良事業実施予定地の土壌調査を実施して造成改良事業の成果を的確にする。	農業試験場	年間1,000haを対照として 牧野の土壌調査		草地造成予定の調査を農業試験場に委託実施